

フリマサービスでのトラブルに注意！

フリマサービスは個人間の取引です。十分理解して利用しましょう。

アドバイス

事例 1

入手困難なパーカーがフリマアプリで出品されていた。「1回着用の美品」と書いてあったので購入した。届いた商品は、生地の質やサイズに違和感があり偽物だと思った。出品者に「偽物なので返品したい」と申し出たが断られた。アプリ運営業者には「当事者間で話し合うように」と言われてしまった。

事例 2

フリマアプリに洋服を出品し、購入者に発送した。購入者から「商品が届かない」と苦情を受けた。配送業者のホームページの配送状況では配送済みになっている。購入者から商品発送を求められ困っている。

◆多くのフリマサービスでは、利用者間のトラブルが発生した場合、当事者間で解決をすることが求められています。

個人間の取引であると理解して利用しましょう。

◆**トラブルを避けるために**

- 商品についての疑問点を事前に質問して解消する。
 - 商品を発送するときには、追跡が可能な方法をとる。
 - 運営業者が紹介している取引上のマナーを参考にする。
- など、未然防止対策を心がけましょう。

◆**禁止行為は絶対に行わない**ようにしましょう。

- 商品受取前の評価やシステム以外での代金の支払いを行ってトラブルが発生しています。禁止行為を持ちかけられても応じないようにしましょう。

◆**未成年者の利用**については、家族などで利用方法を十分に話し合ひましょう。

- 家の物を無断で出品したり、酒類などを購入している事例もあります。